

第1部 環境の総合的な取組 及び最近の動向

1. 環境の総合的な取組

(1) 山口県環境基本条例

県では、「現在及び将来の県民すべてが健康で文化的な生活を営む上で必要とする潤いと安らぎのある快適な環境の保全と創造」をめざし、環境の保全に関する基本理念等を定めた「山口県環境基本条例」を平成7年12月に制定している。

この条例では、基本理念として、「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つを定めるとともに、4つの基本方針に基づいて、総合的かつ計画的に環境の保全に関する施策の策定・実施を行うこととしている。

(2) 山口県環境基本計画

県では、環境の保全に関する施策の大綱として、「山口県環境基本計画」を平成10年3月に策定している。

第3次計画（平成25年10月改定）では、県の目指すべき環境の姿として、「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」という基本目標を引き続き継承しながら、4つの長期的目標を設定して、6つの施策の柱と8つの重点プロジェクト及び41の目標を掲げ、県民、NPO・民間団体、事業者、大学・研究機関、市町、県など、すべての主体が、自主的な取組を進めるとともに、それぞれの役割や能力に応じて、連携・協働のもと、様々な活動に取り組むこととしている。

本計画は、県民運動の推進母体である「環境やまぐち推進会議（平成19年3月設置）」を中心に実践的な活動を進めており、県庁内の各部局で構成する「環境政策推進会議（平成10年5月設置）」が計画の進行管理や施策・事業の総合的な調整を行っている。

【山口県環境基本計画（第3次計画）の概要】

基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造 ～安心・安全で持続可能な社会づくり～

計画の期間

平成25年度～平成32年度

長期的目標

- ① 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ② 県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③ 豊富な自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築
- ④ 快適で潤いある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

施策の柱

- ① 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進
- ② 循環型社会の形成
- ③ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
- ④ 大気・水環境等の保全
- ⑤ 環境関連産業の育成・集積
- ⑥ 環境に関する人づくり・地域づくりの推進

重点プロジェクト

- ① 再生可能エネルギーの導入促進
- ② 「低炭素社会」構築の推進
- ③ 循環型社会形成の推進
- ④ 「自然共生社会」実現に向けた連携・協働の促進
- ⑤ 未来へつなぐ生活環境の保全の推進
- ⑥ 水素利活用の促進
- ⑦ EV等次世代自動車の利活用促進
- ⑧ 環境「人財」づくりの推進

数値目標

資料1参照

2. 最近の動向

(1) 地球温暖化対策の推進

昨年12月、パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、196の国と地域の参加により、2020年以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択された。パリ協定では、『世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比較して2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること』を世界共通の長期目標に、主要排出国を含むすべての国が5年ごとに削減目標を提出・更新し、世界全体の進捗状況を把握する仕組み等が規定された。

我が国は、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」において、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比26%減（2005年度比25.4%減）の水準とする中期目標を掲げ、この目標達成に向けて、本年5月に「地球温暖化対策計画」を策定した。計画では、地球温暖化対策の目指す方向に、中期目標の確実な達成、長期的な目標（2050年までに80%の温室効果ガス排出削減）を見据えた戦略的取組、世界全体の排出削減への最大限の貢献を掲げ、徹底した省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの最大限の導入、エネルギーミックスの実現に向けた電力業界全体の取組の実効性確保や国民運動の推進（危機意識の浸透、「COOL CHOICE」の推進等）等の対策・施策を国、地方公共団体、事業者、国民が密接に連携して推進することとされた。

本県の温室効果ガス排出量は、2013年度において、4,347万t-CO₂であり、2005年度対比で14.0%減少（森林吸収見込分を含む。）している。部門別では、産業部門が16%減少しているものの、家庭部門では24%の増加となっている。

こうした中、県では、「山口県地球温暖化対策実行計画（平成26年8月策定）」において、2020年度における温室効果ガス排出量を、2005年度比で13.4%削減する目標を設定し、排出量が増加傾向にある家庭部門に重点を置きながら、省エネ・節電等の県民運動、再生可能エネルギーや水素関連設備の導入促進等の取組を進めている。

本年度からは、「ぶちエコやまぐち」を合言葉に「CO₂削減県民運動」を展開し、家庭や事業所等での、ライトダウン、エコドライブ、クールビズ等の省エネに積極的に取り組むとともに、蓄電池や電気自動車のバッテリーを活用した「蓄エネ」設備や太陽熱、森林バイオマスエネルギーによる熱利用設備の導入を促進するため、県産品再エネ補助金に、蓄電池や太陽熱温水器、ペレットストーブ等を追加した。さらに、電気自動車の中古バッテリーを家庭用蓄電池にリユースする実証試験を開始するなど、いわゆる「省エネ」、「創エネ」、「蓄エネ」による温室効果ガス削減に取り組むこととしている。

今後とも、こうした取組を一層加速化するとともに、国の地球温暖化対策計画も踏まえながら、県民、事業者、行政が連携して、地球温暖化対策を着実かつ計画的に進めることとしている。



【ペレットストーブ】

(2) 循環型社会形成の推進

世界の人口が増加する一方で、国内の人口は減少に転じた今日、国は循環型社会を形成していくため、循環を量だけでなく質の観点からも捉え、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりとの統合的な取組はもとより、地域の活性化につながる地域循環圏づくりの取組も進めている。また、東日本大震災等の大規模災害の経験を踏まえ、平成27年7月に廃棄物処理法を一部改正し、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目ない災害廃棄物対策を図っている。

こうした中、県においては、廃棄物処理法及び山口県循環型社会形成推進条例に基づく「山口県循環型社会形成推進基本計画」を平成28年3月に改定し、本年度から平成32年度までを計画期間とする第3次計画として公表した。本県では循環型社会の形成に向けて、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の様々な取組を進めてきたところであり、その結果、県内で発生する廃棄物の最終処分量は、過去5年間で約3割減少するとともに、一般廃棄物においては全国第1位のリサイクル率、第3位のレジ袋辞退率など、着実に成果を上げている。

第3次計画では、循環型社会の形成に向け、県民総参加による3R及び適正処理の推進、処理体制の確保、人づくり・地域づくり及び災害廃棄物の適正かつ迅速な処理の推進を基本とし、重点プロジェクトや各種施策に取り組むこととしている。

具体的には、廃棄物のさらなる減量と資源循環をめざし、廃棄物の3R等の技術開発から普及まで、切れ目ない支援による資源循環型産業の育成や、県民総参加による「ぶちエコやまぐち“ごみ減量化”キャンペーン」の展開を推進する。本年度のキャンペーンでは、特にレノファ山口FCと連携・協力したキックオフイベント等の取組によりキャンペーンの全県的な普及啓発を図る。

また、産業廃棄物の適正処理の推進では、不法投棄等に対する全県的な監視体制の確保、PCB廃棄物の早期適正処理の促進、優良産廃処理業者において多様な人材を確保・育成するためのキャリア形成促進や女性就業環境整備への支援など、総合的な対策を実施する。

さらに、県内の海岸に、国内外から大量に押し寄せる海洋ごみについては、「山口県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、適正処理を推進しているが、本年度から新たに、様々な海洋ごみが漂着する離島をフィールドとした体験型海岸清掃エコツアーを開催することにより、海洋ごみの実態の把握と幅広い世代で海洋環境の保全に向けた気運醸成を図るなど、効果的な普及啓発を展開するとともに、農林水産部事業との連携による水産振興や地域活性化を促進する。

今後とも、こうした様々な取組により、県民、事業者、行政等各主体の適切な役割分担と連携・協働の下、県民総参加による環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざしていくこととしている。



【レノ丸のごみ減量化サポーター就任】

(3) 自然と人との共生の推進

私たちの生活は、長い歴史を通じて、農業や林業、漁業など、自然を対象とした生業の中で、多くの生き物や食物など、自然からの潤沢な恵みを楽しんできた。

そして、この豊かな自然を社会の営みの中で、生活に潤いをもたらしてくれる大切なフィールドとして、また、人間形成においても、感性を育み、心豊かにしてくれる重要な要素として大事に守り、引き継いできた。

こうした中、美祢市全域を対象として、平成27年9月4日に県内で初めて「Mine秋吉台ジオパーク」が日本ジオパークに認定された。日本最大級のカルスト台地である秋吉台などが地質学的に貴重な資源であることが認められ、その保全と活用に住民が一体となって取り組んできたことが評価されたものであり、今後、この貴重な資源を、かけがえのない財産として次代に引き継ぐことが期待されている。

一方で、近年、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による自然生態系への影響や農林業被害が深刻な状況となっており、人と自然との共生の推進において、野生鳥獣の生息数の適正化が重要な課題の1つとなっている。このため、国においては、捕獲等の一層の促進と担い手の確保・育成を図ることを目的に鳥獣保護法を平成26年5月に改正し、野生鳥獣の管理を積極的に進めることとした。

これまで県では、イノシシ、ニホンジカ、サルなどによる農林業被害の軽減を図るため市町



【秋吉台】

や猟友会と連携し、捕獲の強化や担い手の確保・育成等の総合的な対策を講じてきており、農林業被害は平成22年度をピークに減少傾向を示してきた。

しかしながら、農林業被害額は依然高い水準にあることから、国の法改正を受け平成27年3月に策定した「第11次鳥獣保護管理事業計画」や「第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）及び第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ）」に基づき、さらなる被害額の縮減に向け、野生鳥獣の捕獲対策に係る関係機関との連携をより強化し、効率的な取組を進めていくこととしている。

加えて、「山口県環境基本計画（第3次計画）」の第2章第3節「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」を、生物多様性基本法に規定する「生物多様性地域戦略」として位置づけ、豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組や生物多様性に配慮した社会経済活動を推進するとともに、行動できる人材の養成と多様な主体の取組の促進を図ることとしている。

今後とも、本県の豊かで、美しい自然環境が維持・保全され、自然と人との共生がバランスよく盛られるよう、様々な取組を積極的に推進していくこととしている。